第十二号の五様式（第二十六条関係） （略） この証書は、以下の事項を証明する。 THIS IS TO CERTIFY 1　当該船舶が条約の附属書Ⅵの第５規則に基づいて検査されたこと。 That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex Ⅵ of the Convention ; and 2　検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書Ⅵに定める関係要件に適合していること。 That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex Ⅵ of the Convention. （略） 2.3　硫黄酸化物（SOx）及び粒子状物質（第14規則） 2.3.1～2.3.3　（略） 2.3.4　船舶には、第14規則10又は11に基づき、燃料油を採取する位置が指定されている。 The ship is fitted with designated sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11. . . . . □ 2.3.5　第14規則12により、第14規則10又は11に基づく採取位置の指定の要件は、船舶を推進し、又は運航するための燃焼を目的とする低引火点燃料用の燃料供給装置には適用されない。 In accordance with regulation 14.12, the requirement for fitting or designating sampling point(s) in accordance with regulation 14.10 or 14.11 is not applicable for a fuel oil service system for a low-flashpoint fuel for combustion purposes for propulsion or operation on board the ship. . . . . □ （略）	第十二号の五様式（第二十六条関係） （略） この証書は、以下の事項を証明する。 THIS IS TO CERTIFY 1　当該船舶が条約の附属書Ⅵの第５規則に基づいて検査されたこと。 1　That the ship has been surveyed in accordance with Regulation 5 of Annex Ⅵ of the Convention ; and 2　検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料がすべての点において条約附属書Ⅵに定める関係要件に適合していること。 2　That the survey shows that the equipment, systems, fittings, arrangements and material fully comply with the applicable requirements of Annex Ⅵ of the Convention. （略） 2.3　硫黄酸化物（SOx）及び粒子状物質（第14規則） 2.3.1～2.3.3　（略） （新設） （新設） （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日（次条及び附則第三条第三項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中第十二号の四様式の改正規定及び附則第三条第一項の規定は、令和四年六月一日から施行する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　施行日前に建造された船舶については、当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までは、第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の三の規定は、適用しない。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の四様式の国際水バラスト管理証書とみなす。

２　この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書は、同条の規定による改正後の同規則第十二号の五様式の国際大気汚染防止証書とみなす。

３　地方運輸局長（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二の十九第一号に規定する地方運輸局長をいう。）は、施行日前に建造された船舶に対して施行日から当該船舶について令和五年四月一日以後最初に行われる定期検査（当該船舶を初めて航行の用に供しようとするときに行われるものを除く。）の時期までの間に国際大気汚染防止証書を交付する場合には、当該国際大気汚染防止証書に当該船舶が附則第二条の規定の適用を受けている旨を記載するものとする。ただし、当該船舶について第一条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の三に規定する位置が指定されているときは、この限りでない。